

ハブ咬症注意報

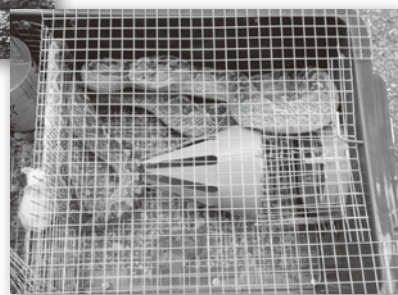
本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間 100 人前後のハブ咬症患者が発生しております。気温が暖かくなるとハブの行動が活発になり、加えて農作業や行楽等で田畑や山野への出入りが多くなるこの時期に、ハブ咬症被害も多く発生しています。田畑や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分に注意し、敷地内の環境整備を行い、ハブが生息・侵入しにくい環境をつくりましょう。

ハブ対策の方法は

- ①隠れ場所をなくす
 - ・石積みなどの穴をセメントで埋める
 - ・資材等を積み上げて置かない
- ②侵入を防ぐ
 - ・屋敷や畑の周りを塀や網のフェンスで囲む
- ③いるハブは取り除く
 - ・ハブ捕獲器で取り除く(役場で貸出しています)
- ④畑や山では咬まれないように工夫する
 - ・長靴を履く
 - ・ハブがいると思って行動する



穴埋めされた石積み



捕獲器で捕獲されたハブ

もしハブに咬まれたら

- ①激しい動きをしないで、身近な人に助けを求めましょう。
- ②応急処置として傷口から吸引器や口で毒を繰り返し吸い出しましょう。
- ③早急に医療機関で治療を受けましょう。

ハブクラゲ発生注意報

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、1年のうち6月はじめ頃から人体へ影響を及ぼす大きさに急激に成長します。この時期は、海水浴、マリレジャー等で海への出入りが多く、刺症被害も多く発生しています。

沖縄県では、平成 25 年 6 月 1 日にハブクラゲ発生注意報を発令し、県民や国内外から訪れる観光客に対し、ハブクラゲによる刺症事故の未然防止を呼びかけています。町民の皆様も海水浴、マリレジャー等で海へ行かれる場合は、十分に気をつけましょう。

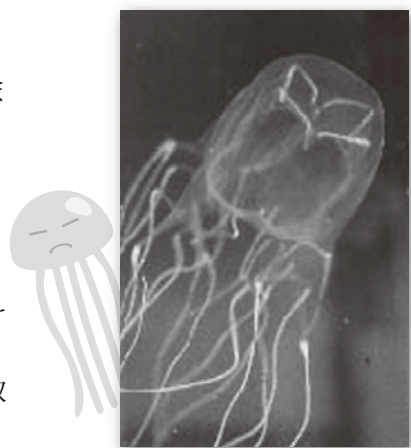
ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには？

- ①海水浴をする場合は、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。
- ②遊泳時にはできるだけ肌の露出を避けましょう。
- ③海に出かける際には、酢(食酢)を持参しましょう。

もしハブクラゲに刺されたら？

- ①まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。
- ②刺された部分はこすらずに、酢(食酢)をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。
- ③応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

注意：ハブクラゲ以外の生物に刺された場合は酢ではなく海水をかけて触手を取り除いてください。



ハブクラゲ

お問い合わせ 住民環境課 生活環境班 ☎889-1797

あなたも平和ガイドになりませんか！

～募集：南風原平和ガイド養成講座～

2013 年度 南風原平和ガイド養成講座(第8期)募集要項

- 1.趣 旨：2007 年 6 月から一般公開を始めた沖縄陸軍病院南風原壕群 20 号には、県内外から多くの見学者が訪れています。その平和学習に大きな役割を果たしているのが、南風原平和ガイドの会です。ガイドは壕見学者への説明を行い、戦争の悲惨さや平和と命の尊さを正しく後世へと伝えていく活動を行います。今回、以下の日程で南風原平和ガイド 8 期生の養成講座を実施します。
- 2.期 間：2013 年 7 月 27 日(土)～9 月 7 日(日) (全 7 回)
- 3.申込期間：2013 年 7 月 1 日(月)～23 日(火) 午後 6 時まで
- 4.申込方法：電話受付(文化センター：TEL889-7399) または文化センター窓口で申込書をご記入のうえ、お申し込みください。
- 5.内 容：沖縄陸軍病院を中心に、沖縄戦中の南風原の様子、特徴、戦争遺跡などを座学やフィールドワークによって学習する。適宜、レポート等提出有り。
- 6.日 程：別紙(文化センターで配布)
- 7.対 象：①高校生以上の県内在住者
②南風原町で平和ガイドを行うことができる人
③全講座に参加可能な人
- 8.定 員：15 人
- 9.受講料：資料代として初回に 3,000 円を納めていただきます。
- 10.連絡先：南風原町立南風原文化センター ☎889-7399 FAX 889-0529



第23回 参議院議員通常選挙

- 投票日時：平成 25 年 7 月 21 日(日) 午前 7 時～午後 8 時
- 投票所：第 1 投票区「北丘小学校体育館」
第 2 投票区「町立中央公民館」
第 3 投票区「津嘉山公民館」
- 今回投票できる方：平成 5 年 7 月 22 日までに生まれた方で、平成 25 年 4 月 3 日までに転入届出をし、引き続き居住している方
- ☆期日前投票
期 間：平成 25 年 7 月 5 日(金)～20 日(土)
時 間：午前 8 時 30 分～午後 8 時
場 所：南風原町選挙管理委員会(役場 3 階)
- ◇今回の参議選より選挙制度が変わります
これまで、成年被後見人については選挙権及び被選挙権が制限されてきました。しかし、5 月 31 日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことで、7 月 1 日より選挙権及び被選挙権が認められます。そのため、今回の参議選より成年被後見人の方も投票をすることができますのでお知らせします。



お問い合わせ 南風原町選挙管理委員会
〒901-1195 南風原町字兼城 686 番地

☎889-4415・4253
FAX 889-7657

